

陳 情 文 書 表

1 件 名 別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情

2 受 理 番 号 陳 情 第 4 号 令和2年8月14日受理

3 陳 情 者 桜の会 代表 平山 雄一郎

4 要 旨

日本では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者数は21万人（厚生労働省人口動態統計）おり、そのうちの約7割にあたる15万人が片方の親に会えていない。

先進国において日本のみが単独親権制度を採用しており、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるため、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居、DV支援措置法を悪用した虚偽DVなどの「親子引き離し」が後を絶たず、不当に子どもを連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、養育費は支払っているものの、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまう親が多数存在し、その苦しみの余り自殺する親も相次いでいる。

一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当し、刑事事件として扱われるのに対して、日本では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認している状況である。

このような状況から、国内外からも様々な問題が提起されているにも関わらず、法整備に際し、現段階では議論されていない。

日本の宝でもある、未来ある子どもたちにとって、両親からの愛情と養育を安定して受けることは最大の利益であり権利です。連れ去り、引き離しと言う人権侵害に真摯に向き合い、世界標準となる法改正の実現が、子どもたちの健全な発達に資すること、ひいては国の繁栄、国内だけでなく国際問題の解決につながることから、以下の5点を盛り込んだ確実な法整備を求め、「子どもの最善の利益」を実現するための議論を講じるよう、国の関係機関に意見書を提出することを要望する。

1. 別居・離婚後の共同養育・共同親権制度への民法改正

子どもの最善の養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化すること。

2. 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、子どもの養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

3. フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。

4. 面会交流の取り決めについて

離婚家庭の貧困化対策として、養育費の取り決めに合わせて、子どもと離れて暮らす親に年間100日以上会面・養育を義務化すること。

5. DV法の運用改善

法を悪用しないよう、行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務づけ証拠主義とする。親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「ねつ造DV」は作爲的な行為であることを認定し、罰則を強化すること。

5 付 託 委 員 会 教育民生常任委員会